

事務連絡
令和4年6月20日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課 御中
各都道府県・指定都市文化行政事務主管課
東京都23区特別区文化行政事務主管課
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文化庁参事官（芸術文化担当）

令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業」（文化施設等活用事業）
募集について（周知依頼）

文化庁では、令和4年度より新たに「文化芸術による子供育成推進事業」において、文化施設等活用事業を実施します。

この事業は、地域の音楽ホールや博物館、美術館等に子供たちを集めて、より効果的な文化芸術の公演やワークショップを実施するもので、講師の公演費、旅費のほかに、文化施設の借料、学校から文化施設までのバス賃借料が対象経費となります。

については、標記事業の実施を希望する学校の募集を行いますので、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の学校及び各学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれましては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課、各公立大学法人附属学校事務主管課におかれましては、所管の附属学校に対し、東京都23区特別区文化行政事務主管課におかれましては、区内の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対し、御周知くださるようお願いします。

なお、同事業においても原則、学校からの申請を直接事務局（近畿日本ツーリスト株式会社）が受けることと致します。とりまとめ後、申請結果等については連絡致します。

本件の申請に必要な様式等は下記URLよりダウンロードするよう学校へ周知ください。
(URL: <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/shisetsu/index.html>)

【本件担当】

文化庁参事官（芸術文化担当）付
学校芸術教育室芸術教育推進係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-6734-2835
E-mail artedu@mext.go.jp